

令和6年度 第1回宝塚市環境審議会

日 時 令和7年3月21日 15:00~17:10

場 所 宝塚市役所 4階 大会議室

出席委員 澤木会長、遠藤副会長、客野委員、栃本委員、今住委員、土屋委員、松村委員、糸瀬委員、横田委員

事務局他 環境部長、環境部次長、環境エネルギー課長、環境エネルギー課係長、環境エネルギー課事務職員
(議題1のみ) 公園河川課長、公園河川課係長

1. 開会

会議の成立 委員11名中9名出席。宝塚市環境審議会規則第4条第2項の規定により
本会成立。

会議の公開 本市の審議会等の運営に関する指針に基づき、原則公開することとしているが、傍聴者はなし。

議事録の公表 概要版を公開すること、委員の氏名は記載しないこととする。

資料の確認 事務局より添付資料の説明を行った。

議題 (1) 保護地区等(保護樹)の指定解除について(諮問)
(2) 第4次宝塚市環境基本計画の策定について(諮問)
(3) 地球温暖化対策の取組状況について
(4) 生物多様性たからづか戦略策定の進捗状況について
(5) 「宝塚の環境(令和6(2024)年度版)」について

2. 議事

議題1 保護地区等(保護樹)の指定解除について(諮問)

委員長 議題第1号について、説明よろしく願います。

事務局 まず、議題1号の案件について、環境部長から会長宛てに諮問書をお渡しする。
委員の皆様にも諮問書の写しを配付する。

事務局 宝塚市諮問第25号、宝塚市環境審議会、保全地区等の指定解除について。
宝塚市環境基本条例第24条第2項第3号の規定により、保全地区等の指定解除について、貴審議会の意見を求める。令和7年2025年3月21日、宝塚市長、山崎晴恵。

諮問の趣旨は、宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例に基づき指定

	している保全地区等のうち、下表のとおり、所有者から枯損の申出があったので、同条例第6条第1項に規定する保全地区等の指定の解除をするため、同条例第5条第3項及び第6条第2項並びに宝塚市環境基本条例第24条第2項第3号の規定に基づき、諮問するものである。
事務局	改めて、諮問内容及び本市の保護樹の状況について、公園河川課から説明をお願いします。
公園河川課	説明の前に、資料の訂正について、報告する。諮問第25号の裏面の表中の指定番号「モミ」、樹種「ケヤキ」は誤りで、正しくは、指定番号「5番」、樹種「モミ」である。 続いて、(資料1)について説明をする。 令和6年9月2日に指定番号5号のモミについて、所有者から状況変化があり、樹木医の診断を受けた旨の申し出があった(資料：保護地区等の状況について)。場所は、JR中山寺駅の北側の妙玄寺である(資料：樹木位置図)。該当樹木の根元付近に開口空洞がある状態である(資料：樹木写真)。 診断の結果、空洞率が35.92であった。国の基準は、一般的に50%を超えると伐採となっているので、35.92は、特に支障となる数字ではないが、昨今の異常気象や、樹木自体も傾いていることや、また、樹木のすぐ隣にお墓や、神社の本殿もあり、倒木した際の被害の規模が大きいことから、伐採が妥当との診断であった(資料：樹木医診断書)。 所有者から、この診断書に基づき、腐朽が進行していることから、伐採、並びに保護樹指定の解除の申入れがあったので、保護樹を伐採する際の手順について説明したが、台風の季節もあるので、すぐに伐採したいという強い要望であった。近日中に環境審議会の開かれる見込みがなかったため、審議会の答申を得ずに、保護樹を伐採することについて、弁護士に法律相談をしたところ、伐採を止めさせると、所有者の財産権の侵害につながり、市としては、所有者の意向を曲げてまで伐採を止めさせることができないとの回答であった。 本来は宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例第6条第2項において準用する同条例第5条第3項、第4項及び同条例施行規則第3条の規定に基づき、本審議会に諮問答申いただき、保護樹木の指定解除がなされた後に、伐採を行うべきところではあるが、所有者から早急に伐採したい旨の強い意向があり、伐採を認め、既に伐採されている状況である。伐採は認めざるを得ず、既に伐採されている状況である。 本件の経緯や事情を本審議会へ報告するとともに、保護樹木指定解除手続を行うため、同条例に基づき、本審議会に諮問する。説明は以上である。
会長	質問、あるいは意見などお願いしたい。
委員	伐採の許可するところは、公園河川課なのか。

	環境審議会が担っているならば、環境エネルギー課ではないのか。審議会で審議すべきではなかったのか。
公 園 河 川課	伐採の許可自体は出すものではない。
委員	「資料：保全地区等の状況について（報告）」に認めましたと書いてある。 審議会の会長に相談をしたうえで、会が開けなかったのであれば、まだ納得がいくが、公園河川課が伐採を認めたことは納得できない。
会長	少し誤解があるかもしれない。この審議会は、保護樹の解除について諮問を受けていて、伐採については、「資料：宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例」第9条に、『所有者等は保全地区等の土地の形質の変更または竹木の伐採をしようとするときは、届け出なければならない。』となっているので、市に、伐採を止める権限はないのではないのか。
公 園 河 川課	そうである。
委員	施行規則の中で、枯損した竹木等に関しては届出を要しないとなっている。
事務局	30日前に届出は必要ではないのか。 「資料：宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例施行規則」第5条に届出を要しない行為が書かれている。
委員	樹木医の診断では、取りあえず問題がないという診断が出ている。それであれば、30日前に出しても何も問題はないと解釈し、これは明らかに条例違反と思った。所有者から、この伐採について、公園河川課に相談があったのか。
公 園 河 川課	あった。所有者から相談があった時、環境エネルギー課に、環境審議会の開催予定を確認したが、近日中の開催の見込みがなかった。 所有者から早急に伐採したいと要望があり、市としては認めざるを得なかった。
委員	1年前のケヤキの伐採の時は、これよりもひどい状態の木だったと思うが、審議会を経てから伐採したと記憶している。 保護樹として指定されていることの意味は、一体何なのか。形式を重んじているにもかかわらず、本来の手順を踏まないのは、納得ができない。
事務局	委員がおっしゃるように本来であれば、公園河川課から環境エネルギー課に、審議会の開催予定の問合せを受けたときに、まず会長にご相談すべきであった。今回のことは反省点と捉えているので、よろしくお願いしたい。
委員	条例を読み込むと、危険なものについては、伐採をする前に必ずしも審議会に諮らなくてもよいという読み方ができるということか。
公 園 河 川課	そうである。保護樹の指定、解除は環境審議会の意見を聴かなければならないとあるが、竹木の伐採は、その旨を市長に届けるとなっているなので、この度の伐採については、やむなしという判断となった。

委員 公 園 河 川課 委員	市としても、所有者としても条例には違反していないということか。 そういう認識である。
委員	診断書には、開口空洞の空洞率は、大きな問題となる数値ではないと書かれている。また、該当の樹木は、樹齢300年近い木で、歴史があつて物語があるだろうから、本来の手続を踏むべきだと思った。
委員	6条に『市長は、特別の理由があると認められるときは、保全地区等の指定を解除することができる』と書かれているので、法律的には問題ないかもしれないが、やはり、保護樹の指定解除をする場合は、立てつけとしてこの環境審議会で、審議をすることになっているので、災害が差し迫っている等でなければ、審議会を開いた方がよかった。この件に関しては、これ以上審議することはできないと思うが、今後の進め方としては、審議会をきっちり開催するべきと考える。
会長	樹木医の分析結果では、大きな問題となる数値ではないけれども、結局、近年の台風の大型化とかゲリラ豪雨の災害を考えると伐採するのが妥当という結論に至ったと書かれている。 事務局は審議会の開催の予定がないと言われたが、この審議会は会長が招集するものなので、私に事前に相談いただき、その緊急性や危険性を市がどう判断したかというあたりで、今回のように事後で保護樹を解除するのが妥当なのか、それとも、審議会の意見を聞いてからやってもらうかという、そういう判断するステップが必要だったと考える。私は、この件については、全然聞かされてなかった。これについては、今回の反省ということで、今後の手続きは、慎重に進めてほしい。
事務局 委員	承知した。 この報告には全く日付がない。何が起こったのかを報告する際には、いつ申出があつて、いつ樹木医の判断があつて、いつ伐採したのかを書かないと、正確な記録にならない。この報告書は、日付を入れた上で、差し替えてほしい。
公 園 河 川課 委員	承知した。事象が起こった事実の日付は、記載するべきところであつた。 前回のケヤキのときにもお伝えしたが、老齢木が多いので、今後もこのようなケースが次々と出てくると思う。このような状態に至ってから対処するとなると、伐採するしかないような結論になってしまう。以前、質問をしたときも、パトロール的な調査はしていると言われていたが、保護樹等一覧表で評価は健全と書かれていても、実態としてはそうではないものも含まれている可能性もあるので、早めに対処できるための仕組みを考え、今後の取組を進めてほしい。
公 園 河	承知した。

川課	
委員	『保護樹』の標識のプレートは、誰が外すのか。
公 園 河	公園河川課である。
川課	
委員	八幡神宮のケヤキのプレートはまだ外されていない。
公 園 河	外し忘れと思われるので、外しておく。
川課	
委員	保護樹の指定解除について、前回の審議会のように審議するのだと思ったら、既に伐採したとの報告であり、疑問に思った。 伐採してしまう前に、こういう諮問があることを各委員にメールで送付し、意見を聞けばよかったと考える。 以前の審議会で、保護樹を守っていく上で、そのケヤキを再利用してほしいと意見があったが、何かに再利用されたのか。 モミの木も、地域のお祭りで、廃材として配布するとか、それで子どもの工作をされた方が、子どもを持つ親として分かりやすく、そういうのに活かしてもらえたほうがいいと考える。
公 園 河	前回の分に関しては、伐採するときに再利用のお話はしたが、実現には至っていない部分もあると思う。伐採後の再利用について、市から強要できるものではないので、お願いベースで依頼は行った。
川課	
会長	伐採後の情報は持っているか。
公 園 河	持っていない。
川課	
会長	情報を入手したら、審議会に共有してもらいたい。 その他意見がなければ、本件についての質疑はここまでとする。 この諮問の内容は、保全地区等の指定解除についてというところの意見を求められていて、既に伐られてしまっているのもので、指定解除自体には審議会としては意見のつけようがないが、皆さんからいろいろ出た意見としては、この施行規則の別表１（２）『災害等のおそれのある危険な竹木の補強、伐採、除去は届出を要しない』と書かれているが、これに該当してるかどうかの判断が、かなり明白でない場合には、やはり環境審議会の意見を聞いてほしいという、委員会としての附帯意見だと思うが、そういう意見をつけるという形で市長に答申させていただくことでよろしいか。 事務局から、保護樹解除の相談があることを言ってくれば、私から早めに招集して、議題が保護樹の解除だけだがお集まりいただくこともできると思う。 文案については、私のほうでまとめさせていただく。本諮問案件については答申書に沿った手続上、審議会の意見を聞いていただくような形の附帯意見をつ

けて答申をさせていただきたいと思う。
 皆さんよろしいか。それでは、答申書の作成については事務局と相談して作成し、答申をさせていただくこととする。
 公園河川課の職員は退席を。

議題 2 第 4 次宝塚市環境基本計画の策定について（諮問）

会長	続きまして、議題 2 第 4 次宝塚市環境基本計画の策定について諮問書を頂く。
事務局	議題 2 号の案件について、環境部長から会長宛てに諮問書をお渡しし、委員の皆様にも諮問書の写しを配付する。
事務局	宝塚市諮問第 26 号、宝塚市環境審議会、第 4 次宝塚市環境基本計画の策定について。 宝塚市環境基本条例第 24 条第 2 項第 2 号の規定により、第 4 次宝塚市環境基本計画の策定について諮問します。 令和 7 年、2025 年 3 月 21 日、宝塚市長、山崎晴恵。 諮問の趣旨。平成 28 年、2016 年 3 月に策定された第 3 次宝塚市環境基本計画について、10 年間の計画期間が令和 7 年度、2015 年度に計画期間が終了することから、現在の本市の環境状況及び市民、事業者の環境に関する意識並びに第 3 次計画の策定以降の社会情勢の変化や新たな環境課題に対応するため、今後 10 年間の本市の環境政策の根幹となる第 4 次宝塚市環境基本計画を策定することについて、宝塚市環境基本条例第 24 条第 2 項第 2 号の規定に基づき諮問します。
会長	本件について、説明をお願いする。
事務局	資料 2、第 4 次宝塚市環境基本計画の策定について。 背景としては、国は、令和 6 年 5 月に第 6 次環境基本計画を閣議決定した。兵庫県では、第 6 次環境基本計画を策定中で、今年度末までには公表の予定である。 本市においても、令和 3 年 8 月に第 6 次宝塚市総合計画を策定し、基本構想における「めざすまちの姿」として、5 番目に「豊かで美しい環境を育むまち」を上げている中で、国や県の動きを踏まえ、第 4 次宝塚市環境基本計画を策定していく。 目的としては、現行計画の期間が終了するに当たって、これまでの取組やその検証を行い、さらに、直面する気候変動であったり、生物多様性の損失であったり、公害の問題であったりとか、社会情勢の変化などに対応するために、第 4 次宝塚市環境基本計画を策定する。 期間としては、現行計画は令和 7 年度までを目標年度としているので、第 4 次

	宝塚市環境基本計画では、令和８年度（２０２６年度）から令和１７年度（２０３５年度）までの１０年間を対象期間と考えている。
	見直しの進め方については、この宝塚市環境審議会で諮問して、答申案を得て、パブリックコメントを実施して策定していくという流れになる。
	生物多様性たからづか戦略のように小委員会は設置せずに、当審議会で策定を進めるということを想定している。
	章立てに関しては、現行の第３次宝塚市環境基本計画から大幅な変更はせず、基本的には現行に沿った形で改定していくと考えている。
	この計画の前半部分は、データや、実績が来て、後半は、環境基本計画のテーマ別計画である地球温暖化対策実行計画や、生物多様性たからづか戦略などの各計画の取組等について記載をし、現状・課題に対してこのように計画していくという内容にしたいと考えている。
	併せて、環境問題に関する人材育成や、啓発に関しても、研究をしていくような形で、第４次環境基本計画を策定していきたいと考えている。
	スケジュールとしては、本日、諮問して、今後、令和７年度の間に合計で、５回ぐらいの環境審議会を経て、環境基本計画を策定する考えである。パブリックコメントを１２月か、１月に１か月かけて意見を募って、そこで最後、調整していくスケジュールを考えている。事務局からの説明は以上である。
会長	本件について、質問、意見をお願いしたい。
委員	計画の期間は、法律で規定されているのか。市の総合計画の期間と、一致しないままで策定する理由があるのか。
事務局	基本的には総合計画と合致している方がよいと考えるが、国と県が生物多様性戦略を見直し、県は環境基本計画も改定したので、今回は国や県の計画の中身を見て、市の計画を作る結果となった。国や県の今後のつくり方や動きを見て、どこかで総合計画と合わせていくことも念頭に置いている。
委員	承知した。
委員	資料２は、外部に公表するものなのか。
事務局	ホームページで公開する。問題点があれば修正する。
委員	目的の２行目で、生物多様性の損失と書かれているが、「損失」は今まで聞いたことがない。生物多様性の創出という言葉が使われる気がする。もし、よく使われる事例があるなら、それで結構であるが、少し気になる。
事務局	確認する。
会長	その他、意見はあるか。
委員	説明の中で、国とか県の方向性ということが出ていたが、本日の資料には、それらの資料がないので、参考資料は頂きたい。
事務局	資料を準備して、追加する。

会長	本件については、答申は来年度の今頃、案という形で審議会から答申すればよいのか。
事務局	これから審議していただき、計画案を策定したものが答申となる。
会長	承知した。今回、市から諮問いただいたので、来年度、1年間かけて審議会で5回ぐらい、審議をしていきたいと思う。 次回には、委員がおっしゃったような国の第6次環境基本計画の方向性とか、県の資料も参照しながら進めていきたい。

議題3 地球温暖化対策の取組状況について

会長	議題第3号、地球温暖化対策の取組状況について、説明をお願いします。
事務局	資料3-1の宝塚市内の温室効果ガス排出量について、説明する。 2022年度の温室効果ガス排出量は61.3万トン。基準年度比である1990年と比べてマイナス8.6%となった。ただし、前年2021年度よりも、夏の気温が高く民生家庭部門のエネルギー消費量及び排出量は増加した。 次のページの中段の温室効果ガス排出量の構成割合の円グラフで、宝塚市は、民生家庭部門が40%で、兵庫県、国と比べても、かなり大きくなっている。 下段の1990年度比の表では、民生家庭部門の温室効果ガス排出量は1990年度と比べて、2022年度が40%増加となっており、コロナ禍でリモートワークが増えたことなどが原因と考えられる。 続いて、資料3-2「第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の取組状況」について、説明をする。昨年度、環境省の交付金の採択を受け、交付金を活用し、番号2-2「設備・機器や住宅・建物の省エネルギー化」に記載の高効率給湯器やZEH等の助成を行い、2-4「市の率先的な対策の推進」に記載のとおり、公共施設に高効率空調やLEDの導入を推進した。 資料3-3「第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）「5つの柱ごとの目標」の令和5年度実績及び市の温室効果ガス排出量」について説明する。こちらは第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における5つの柱ごとの目標についての、取り組むべき方向を矢印で示しており、温室効果ガス排出量等、一部、取り組むべき方向と逆の結果になったが、概ね取り組むべき方向と、2023年度の実績が同じ方向の結果となった。
会長	資料3-1から3-3について、質問、意見をお願いしたい。
委員	資料3-2の、高効率給湯器（エコキュート・エネファーム）について、エネファームは厳密には、これはコージェネレーションシステムであって、高効率給湯器とはちょっと別のものではないか。高効率給湯器とコージェネレーションで、（エコキュート・エネファーム）と書くほうが、よいかと思う。

	その二つ下の、「H E M S、B E M S の普及促進により、消費エネルギーの見える化やエネルギー管理を推進」という項目について、もちろん、H E M S や B E M S を導入すると、消費エネルギーは見える化されるが、そのような大層なものでもなくとも、家庭用のスマートメーターでも十分、消費エネルギーは分かる。管理するものと見える化するものを分けることができ、単に見える化だけであれば、既に、家庭についているものでもできるため、ここは分けた方がいいと思う。
会長	今の意見は、既に、実行計画書に書かれている文言なので、次の改定の時に、少し精緻に書いていくことになると思う。他になれば、私から質問する。 資料 3-1 を見ると、2022 年度は、21 年よりも排出量が増加している。コロナ禍明けというところもあるが、目標値の、2030 年度 400 千トンに向かっていくためには、2024 年度、5 年度、6 年度と排出量を低減していかないといけないと思うが、この辺り、市の見込みはいかがか。現行の計画をきっちり行うことで、目標値に近づけるのか、2022 年に上がってしまったということは、少し横ばいになり、なかなか目標値まで落とすのは難しいフェーズという部分も感じるのか。その辺りどう捉えているか。
事務局	2021 年に比べて増えてしまったっていうところは、やはりこのまま 2030 年の目標に向かっていくのは、大分厳しいのが事実だと思う。市としても、宝塚市域からの排出を抑制するため、助成金を使い、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入推進に力を入れていく考えである。 電力の調達に関しても、再生可能エネルギー電力の導入と電気料金も抑える手法を検討しており、厳しいながらも自分たちにできる新しいことにも取り組みながら、何とか目標に向かって進めている状況である。
会長	承知した。
委員	今、電力の話題が出たが、関西電力がメインで想定されている。温室効果ガス排出の部門別割合は民生部門が最大と資料に記載されているが、各家庭が、再生可能エネルギー由来の電力を供給する電気事業者と契約するとこの結果に反映されるか。
事務局	電気の消費量の全体像はつかめるが、個々の家庭がどういった会社から供給を受けているか、その排出係数を計算していけば精密に出るが、残念ながら、そのところが公開されておらず、私たちはそれをしたいとは思っているが、現状はできる仕組みに、国全体の中であってない。
委員	結局、要するに、宝塚市であれば、関西電力管内のため、関西電力管内の数値をそのまま参照することになるか。
事務局	基本的にはそれを参照するという形になる。
委員	原発が動いていけば低くなり、また止まれば高くなるしという、その繰り返し

	か。
事務局	特に、関西電力は原子力の割合も大きいので、その稼働による影響も多分に受ける。
委員	結局、電気を消費しないのがいいという考えか。承知した。
会長	今の話でいくと、資料３－３の柱の４に再生可能エネルギー利用の推進のところに、再生可能エネルギー電気自給率（家庭部門）の数値があるが、この数値は宝塚市独自の数値を出しているのか。
事務局	そうである。こちらについては、宝塚市の中の家庭における電力消費量を分母に、太陽光発電の発電電力量を分子としており、宝塚市独自の数値である。
会長	全体のＣＯ ₂ 排出量とは連動してないが、再生可能エネルギーだけなら、この数値は出るということでもいいのか。
事務局	資源エネルギー庁のＦＩＴ（固定価格買取制度）による件数や出力を拾っている。ただし、自家消費であり、ＦＩＴを利用していない設備は数値に反映されないもので、実際はもう少し多いかもしれないが、ＦＩＴを利用していることが多く、拾える数字はそこであるため、４．６％についてはそのように算出している。
会長	事務局が説明したように、民生部門に向けた、交付金を活用した事業を推進して、柱４の値をもっと伸ばしていけば、効果が見えるということか。全体のＣＯ ₂ 排出量が増えたままになっているかもしれないが、宝塚市では、この辺を頑張っていることは見える可能性があるということか。その他、いかがか。
委員	太陽光発電、民家での導入の件について、市における導入支援施策の実績などの情報あれば教えていただきたい。
事務局	FIT を利用した太陽光発電設備の導入件数は、現在、約３５０件だが、この度、環境省の財源を活用した地域脱炭素移行・再エネ推進助成金という支援制度を実施しており、今年度実績は１７件であるため、大体５％ぐらいということになる。そのほか、太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業という支援制度も実施しており、その導入件数は、今年度２件である。
事務局	第２次宝塚エネルギー２０５０ビジョンにおける、自給率目標は、２０３０年に２５％だが、現状は非常に解離している。その２５％を達成するには、毎年約１，５００件の太陽光発電設備を導入しないと達成できないが、実績は約３５０件なので、現実的にはかなり厳しい。ここ最近は従来の約２３０件から、３５０件に増加しているが、厳しい状況であると認識している。再エネ自給率と活用率の双方の増加から、２０３０年カーボンハーフを目指しており、自給率については、やはり太陽光発電設備も住宅も、あと何年それを使うのかとかといった問題もあり、新築には太陽光発電設備が導入される傾向があるが、限界も見えている。ビジョン自身はバックカastingで、目標ありきで政策

	を考えていくことになるが、自給率目標の達成が難しければ活用率の方で、再エネを導入してもらう施策を、世の中の動きを見ながら、先ほど申し上げたような、再エネ導入に向けたリバースオークションなどを公共施設で率先して実施し、それを民間に広げる手法がないのか等、研究や実践を行う必要性について認識している。
委員	家庭部門からの排出量が多いという点について、仕事で在宅とかに訪問する医療関係の仕事をしており、実際、3年前ぐらいまで自然風を信じているお年寄りが沢山おり、熱中症で救急搬送になるケースが、年間何回かあった。とにかくエアコンは、ずっと点けるよう言わないと危険な気温となっており、自然風では、どうにもならないほどに地球温暖化は進んでおり、健康面で危険な状況の人もいるため、なかなか減らすことができないと思う。 小学校の体育館に冷房がついておらず、今後設置する方向とは聞いている。9月に運動会があるが、外でさせることが危険であり、また、体育館でするのも危険であるため、冷房がある視聴覚室で練習しているとの話も聞く。そのため、安全を考えると、どうしても減らすことができない部分だと思う。むしろ、どんどん家庭とか学校は、エアコンを増やしていかないといけない状況にあり、温室効果ガス排出量の家庭部門の数値は上がってしまうと思う。
事務局	温暖化が進んで熱中症の危険性が高まり、熱中症特別警戒のアラートが発令された場合には、私たちもクーリングシェルターを指定するなど、緩和だけではなく、適応の部分も併せて実施している。省エネは進めたいところだが、夏に冷房を使うなどとも言えないため、そういった省エネの実践を求めるような啓発をする際には、「そこは無理なことはしない」「できる範囲のことをする」など、併せて実施している。その難しさというのは、特に夏の暑さが厳しいので、私たちも痛感しているところである。
委員	住宅での消費が、非常に大きいと思うので、それ考えると、やはり断熱改修が効果的と思う。壁をやり替えるのは非常に大変だけれども、窓を替えるのは、そんなに大変じゃないと思う。部屋の中の熱は、ほぼ窓から逃げているので、窓の取り替えを進めることによって、エアコンの効きもよくなるし、健康的になるし、また、エネルギーも減らすことができると思う。
事務局	建物の断熱とか、ZEH やペアガラス等の改修もあるが、ZEH については、国の交付金を使った支援制度を行っており、それ以前は市の独自の助成制度を実施しており、これからも引き続き進めていく。また、国土交通省が住宅の断熱工事やペアガラスの支援を行っており、重複して市の助成金を使えない部分はあるが、それが住宅の脱炭素化における重要なポイントであるため、国の制度が市民の方にもっと知られるような努力等、重点対策加速化事業という助成金でZEHの導入を進めながら、住宅の断熱や二重ガラスの導入促進についても

会長	考えていく必要があると思っている。 国の補助金であっても市民にしっかりとつなぐとか、例えば、お年寄りにはケアマネジャー等の方を通じて、窓を少し断熱するだけでも室内の温度上昇は違うことなど、きめ細かな情報伝達ができればと思う。 私は、耐震改修の推進についても、大阪府の審議会の方で関係している。古い家に住んでいると、なかなか改修費を出せない場合もあるが、例えば家全体は難しくても、居室の窓だけでも改善される場合もある。身近なところからやれば少し違ってくる。省エネすると電気代も安くなる、そういうことを福祉部門の方々も含めて提案できるような、そういう連携があるとより良いと思う。
委員	窓にビニールシートを、貼ったら断熱効果があると、聞いたことがある。お金もそんなにかからないし、省エネにもなるのであればいいと思う。

議題 4 生物多様性たからづか戦略策定の進捗状況について

会長	議題 4 生物多様性たからづか戦略策定の進捗状況について、報告をお願いする。
事務局	資料 4－1 第 2 次生物多様性たからづか戦略策定委員会開催状況について、報告する。 第 1 回は令和 6 年 1 0 月 1 0 日に、第 2 回は令和 7 年 1 月 9 日に、第 3 回は令和 7 年 3 月 1 4 日に、合計 3 回生物多様性たからづか戦略策定委員会を開催した。 内容に関しては、現行の生物多様性たからづか戦略を、国や兵庫県が生物多様性戦略を改定していく中で、そのトレンドに合わせた形で改定していくことになる。3 回の会議を通じて、まずは第 2 章までの案を考えた。本日配付した、生物多様性たからづか戦略の構成案の現行が、1、2、3、4、5、6 章あるが、それをスリム化して、新しい改定案としては、5 章までとした。現行の 1 章、2 章、3 章のあたりを改定案の 1 章、2 章で、まとめた。2 章までに、戦略策定の目的や背景などの基本的事項、及び現状と課題についてまとめた。令和 7 年度の生物多様性たからづか戦略策定委員会においては、現状の課題を踏まえて第 3 章、4 章、5 章の策定に取り組んでいきたいと考えている。 第 2 章までの案として、資料 4－2 のとおり作成した。
事務局	資料 4－2 について補足する。 4 ページ、生物多様性の危機というところでは、第 4 の危機として、地球環境の変化による危機というのを今回追加した。これは国の動きにも合わせて、付け加えたところである。 3 0 b y 3 0 といった話も出たが、自然を保護していくというところでは、1

事務局
委員（策
定委員
会委員
長）

もう一つ大事なことは、2022年に「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」

	というのがあり、それに沿って色々な生物多様性の取組というのが見直されてきている。その中で、陸上、海の面積が30%を保護地区にする30 by 30がある。現状、日本は20.5%ぐらいなので、どんどん広げていこうとしているわけだが、保護区を増やすのはなかなか難しいので、OECMと言われる、保全のためのエリアに登録をして、きちんと保全するための仕組みを環境省がつくっている。スポットをOECMに登録するなど、保全にできるだけ生かしていきたいと議論しているところである。現段階では、盛り込まれていないが、今後は、できるだけしっかりと実効性のある戦略にしていきたいと考えている。
会長	事務局及び戦略策定委員会委員長からの説明について、意見、質問をお願いしたい。
委員	58ページの取組というところで、「中山台コミュニティ緑化環境対策部では」となっているが、残念ながら解散した。
事務局	資料の削除について、承知した。
委員	14ページからの土地利用のところ、森林面積が増えているのは素晴らしいことではあるが、本当にこんなに増えているのかが心配である。私も研究で人工衛星の解析をするが、分析の仕方によって、森林になったり、荒れ地になったりする。例えば、宝塚市全域のグラフでは、2006年59%、21年65%と、6パーセント増えている。地区別の長尾山はすごく増えているので、本当に増えているなら素晴らしいことだが、もう一回分析の仕方を精査した方がいいのではないかと心配になった。
事務局	長尾山地域において、以前、ゴルフ場だったところが廃止された。エリア別に見ると、長尾山地域が如実に増えているので、恐らく、その割と広大な面積が森林化したのではないかと考えている。可能な限りで、分析の仕方に間違いがないか、改めて、委託事業者を確認していきたいと思う。
委員	承知した。地図とか、現地を見られて、明らかに森林に戻っているのが確認できるのであれば、その数値はちゃんと担保できると思う。ちなみにそのゴルフ場は、計画的に森林に再生されているのか、勝手に雑草が生えているのか。
事務局	ゴルフ場がなくなって、自然に雑木林に変わった形である。
委員	専門の先生方が、いやこれで森林に戻ったとは言えないということも、もしかしたら有るかもしれない。その辺も議論が必要かなと思ったりする。
委員	ゴルフ場は、ひばりのゴルフ場のことか。
事務局	きずきの森の近くと考える。
会長	14ページに「衛星画像等を基に解析されたデータを使用しています」と書いてあるが、そのデータがどこかに書いてあると、委員は判断しやすいと思う。
委員	30 by 30、ネイチャーポジティブの話はずっと出ているが、宝塚市からは、

事務局	その話は全く聞こえてこない。その辺のところはどう考えているのか。例えば、今、きずきの森の話が出たけれども、あそこをOECM認定していくことについて、検討しているのか。若しくは、4月1日から制度が変わるので、そっちの方向で考えているのか。私個人が棚田をOECM登録しているが、普通は企業か自治体ができるのがほとんどである。全国で個人で登録しているのは3人か4人である。その辺は宝塚市として、全く議論はないのか。 委員には、まず感謝申し上げる。候補の認識とかが、私たちの努力不足なのか、まだそういう所管するような部署とか、恐らく認識に至ってないと思うし、私どもも計画策定して、方針決めて進めていくという、ある意味、行政の固い部分というところもあるので、動きがまだスムーズではなく、考えを固めていないところでもある。計画している間、生物多様性の保全が止まっていいわけではないので、その辺りをどのように同時に進めるかというのも課題と思っている。
-----	--

議題5 「宝塚の環境（令和6（2024）年度版）」について

会長 事務局	最後の議題5、宝塚の環境について、事務局から説明をお願いします。 宝塚の環境は、毎年策定している環境についての白書である。宝塚環境基本条例第11条に基づいて、毎年度ごとに作成して公表しており、昨年度も同じ時期に、本審議会で報告をしている。 内容については、昨年度と比較して、項目や、立てつけで、大きく変わったところはない。主に変わったところを重点的に報告する。 この令和6年度版のデータは、令和5年度のものとなっている。 7ページから11ページの指標は、全部で48項目あり、◎、○、×、－の4種類の評価をしている。この中で、前年度と比較して評価が変わった項目は、4項目であった。 No.9再生資源化は、×から○に変更した。No.30高齢者・障がい者住宅バリアフリー改修費用助成の促進は、○から◎に変更になっている。No.36その他市内で行われる環境セミナーなどの参加者数は、○から◎に変更になっている。 No.41中間支援組織の立上げは、○から×に変更となっている。 全体のまとめとしては、◎の目標を達成したものについては、前年度と比較して、項目数は二つ増加して、合計6個となり、割合は9.8%から14.6%に増加した。 ○の目標は達成していないものの、現状値より好転・維持しているものについては、前年度と比較して、項目数は二つ減少し、合計25となり、割合は61.0%である。
----------------------	---

事務局

×の現状値より悪化しているものと、一の調査未実施等により評価できずについては、前年度と比較して、項目数の増減なく、割合は、それぞれ19.5%と4.9%であった。

◎と○は両方とも増加しているので、全体の評価としては、好転している状況と考えている。

8ページの環境基本計画における環境指標のうちNo.21の荒神川における多自然型工法による整備延長について、報告をする。990メートルの整備のうち、県とも協議の上、治水や経済的な観点から多自然型ではないU字溝で固めた場所もある。ただし、二層河川区域での延長もある。ただ、そこが336メートルにとどまっている。あと、護岸に自然石を使用して水生生物の生息空間を備えた一層河川区域294メートルがあり、数値としてはここを多自然型工法に含んでいると、昨年度の環境審議会で事務局から説明を行ったところ、この指標に関して、当初の計画とは違う整備になっているところについて注釈を入れるべきだということになった。

その注釈について担当課である公園河川課や、会長とも協議した上で、文言を確定させたが、人事異動があり、委員の皆様への共有ができていなかった。その点について、お詫び申し上げます。

今年度、委員から、この注釈について、昨年度の環境審議会で審議した内容とは異なるという指摘があり、改めて、公園河川課とも協議を重ねて注釈の文言を検討し、会長にも見ていただいた上で、宝塚の環境の10ページ表の下の部分に、『※No.21多自然型工法による整備延長』の注釈について『多自然型工法による全延長の整備を計画したが、新荒神橋から上流の区間は河川用地を確保することが困難であり、治水と経済性の観点からU型水路等の工法で整備しており、多自然型工法ではない。また二層河川区間336メートルに続けて整備した一層河川区間294メートルは、生物の生息空間確保のために護岸へ自然石を使用しており、多自然型工法による整備延長に含めている。ただし、二層河川区間のように川底に植生シートは備えておらず、多自然型の観点からは計画どおりの整備とはなっていない。』と、現実に即した内容で、注釈を書いた。

今回、この内容でNo.21に関する注釈について、承認いただけたら、昨年度の宝塚の環境の注釈も、この注釈に修正する予定である。

また、今後の計画、工事の計画についても、公園河川課に確認した。令和7年度は、設計のみを予定している。場所によっては浸水を防ぐための補修等で川幅を広げないといけない箇所も出てくるかもしれないと聞いている。

もともと荒神川は県の川であり、当初は県が整備をするところを同時に大堀川も県が整備するので、荒神川に関しては市が担当するといった取決めがなされ

事務局

たようである。最終的には県に返す川ではあるけれども、市としてもやはり環境に配慮して、県と協議を重ねながら設計していくといったことを公園河川課から聞いている。

続いて、「第3 持続可能な発展と生物多様性の保全」の12ページから18ページのまでは、本文は大きな変更はなく、データを最新のものに修正をした。

19ページ(2)生物多様性たからづか戦略の見直しについては、数値目標達成項目数を12に修正した。(3)生物・生態系調査については、令和5年度の調査箇所25か所を加え、合計を97か所に修正した。

23ページ(1)環境学習・啓発事業のそれぞれの実施日や参加人数を令和5年度のデータに更新をした。(2)環境学習活動の支援の説明欄から、コロナに関する記載を削除し、各事業の実施日数や参加人数について更新をした。

26ページから28ページまでの生物多様性たからづか戦略の進捗状況について、指標は全部で、21項目である。◎、○、△、×の4種類で評価している。

前年度と比較して評価が変わった項目は、No.13市民農園利用者数の1項目だけであり、×から○になった。

No.11外来生物に関する苦情相談件数は、アライグマが増加をし、ヌートリアが減少しているので、評価としては変更なしとなる。

全体としては、◎目標を達成したもの及び△変化なしについては、前年度と比較して項目の増減はない。○目標は達成していないものの現状値より好転しているものについては、前年度と比較して、項目数が一つ増えて、割合は、23.8%から28.6%に増加した。×現状値より悪化または未実施については、前年度と比較して、項目数は一つ減少し、割合は33.3%から28.6%に減少した。

全体の評価としては、大きな変化はないという状況である。

29ページから63ページまでの第4、健康に暮らせるための環境保全の現状及び対策については、データを令和5年度の最新のものに更新をした。

公害対策については、環境エネルギー課の化学職の職員が各検査や市民からの苦情の対応を行っている。

62ページ以降についても、データを令和5年度のものに更新をした。

宝塚の環境についての説明は以上である。

会長
委員

質問、意見をお願いします。

荒神川の件について、注釈の文言を修正したことに感謝する。ただ、去年のものを差し替えることについては疑問である。

もう一点は、総延長990メートルのU字溝区間が確定してるのだから、評価は×にする方がいいと考える。

事務局	去年のものについては、承認いただいたら差し替えますと申し上げたが、どちらがいいのかも含めて、審議いただきたい。 評価については、去年の審議会で説明した内容と一緒に、あくまで数字で現状値よりかは進んでいるので。
委員	工事が進めば○になるってということか。
事務局	そうである。
会長	この評価の仕方だと、目標達成の◎は絶対つかないけど、現状値よりは増えているから○がついてしまうということか。
事務局	注釈で、完全な多自然とは認識していないが、一層河川の部分についても、多自然型工法による整備延長に含めていると記載している。注釈をつけて、○の意図を書いているというところである。
委員	間違いを間違いと認めることも大事だと思う。前にも言ったが、多自然型工法の解釈がいろいろあるとか言うが、のり面に玉石を入れても、川底をコンクリートにしたものを多自然型工法と言うのは納得いかない。
会長	昨年議論を受けて、私も見て注釈は入れたが、計画どおりでなくて、これだけにとどまったというところはあったが、ちょっと言葉足らずであった。また指摘いただいたので、今回は詳細に書くようにした。 去年のものを上書きしてしまうという話があったが、それはもうそのままにし、今年度版にもう少し詳しく注釈をつけていることを付け足すのはいいと思う。
事務局	承知した。
委員	毎年のように申し上げているけれども、ニホンジカの分布拡大とか高密度化は大きなインパクトを持つので、森林動物研究センター等が公開している情報をこの中にも取り込み、どう変化してきているのか、どういう実態にあるのかを、まとめてほしい。 丸山湿原群等でも既に鹿が入ってきている情報もあるので、そういったこともしっかり書き込んでほしい。今回のものは令和5年度だが、令和6年度は熊が出てきたりというようなことも起きているので、そのようなトピックも拾い上げながら、生態系や野生動物の生息が変化しているところを押さえてほしい。
委員	22ページの丸山湿原写真は古すぎるので、差し替えてほしい。写真は提供できる。
委員	9ページの高齢者・障がい者住宅バリアフリー改修費用助成の促進について、実績値が上がっているが、ほかの市と比べて、この数はどうなのか。数だけ見ると上がっているが、高齢者は増えているので、この数はとても少ないんじゃないのかと思う。ほかの地域と比べて宝塚はどうなのか。これを、本当に上がってるっていう捉え方と、どこがバリアフリー改修の費用助成されたのかがよく

事務局	く分からない。個人宅なのか。 今は他市との比較についての資料を持ち合わせていないので、確認して共有したいと思う。
	個人宅への助成件数の現状値が平成26年度は71件で、目標値が78件、令和5年度が82件なので、この間で、10件ちょっとしか増えていない。目標は、達成してるけども、十分かというところは、次の計画を立てるときに、改めて考える必要があると思う。
委員	資料3-2の3. 地域環境の整備・向上の項目の3-4 緑に恵まれた環境づくりの推進のところの森林環境譲与税の活用について、宝塚市はどうなってるのか。まだ、自然の家のフィールドアスレチックとか、体育館の床とかって書いてあるが、これは民有地に使うのが筋ではないのか。民有地に使うのが筋の税金にもかかわらず、公立のところばかりにつぎ込んで、使い方を間違えている。本来なら民有地の裏の山の危険なところも含めて刈り取ってそれを使う。教育に使うのであれば、子供の森林学習に使う。そのようにせず、なぜこういうことにばかり使っているのか疑問である。
事務局	今年度、自然の家の危険な木を切ったとは聞いているが、次年度以降の活動方針については把握していない。
会長	担当課が違う可能性があるので、次回までに確認することよろしいか。
事務局	そういった声を審議会で意見が出たということで、私どもも担当する部署に伝え、どういう現状なのか、認識なのかを確認し、報告したいと思う。
会長	現状をしっかりと示していただかないと、その資料だけでは分からないかもしれない。 年度の関係かもしれないが、43ページ以降の水質汚濁のところ、マスコミで話題になっているPFASについて。これまで、宝塚の案件にそういう項目がなかったので、記述はないけども、今年度のものにはやっぱり宝塚の観測点で計測されたこととか、現状の扱いについて、国の方はまだ基準がないので、何らかのことは記載した方がいいと思う。
事務局	承知した。令和6年度には、市内の河川で十何か所か、独自にPFASの調査を実施し、全部、国が今、定めている基準値を下回っている。それを来年度以降も続けていく予定にしている。 この報告書が、令和5年度のものになるので、そこまでは言及していないと思う。ただ、令和5年度も十何か所ではないが、調査実績はあるので、そこは載せるようにする。
会長	事実として、これは白書みたいなものなので、過去の計測でPFASの高い値が出たことがあるとか、そういう事実は記載しておくべきと思う。 新しい項目であり、多分、PFASにもいろんな種類があるという話があるの

	で、この用語集にも解説をつけて、載せていただきたいと思います。
事務局	承知した。
委員	水道局の報告では上がっていた。
事務局	今年度実施したものは、私どもも市のホームページに掲載している。例えば、最明寺川の近辺とか、主な河川で、調査を実施した結果、基準値を超えてない。昨今の注目もあるので、記載については、いま一度検討をする。
会長	注釈で補足しておくとか。詳しくは水道局のこのページ参照とかのリンクでもいい。今年度版に載せないと、ずっとないまま、そのまま継承されていってしまいそうな気がする。
事務局	承知した。令和6年度版には載せる予定であったが、今回から追記する。
会長	よろしくお願いします。
	本日の議題は以上である。
事務局	スケジュールについて、配付した表には、令和7年度は、5月の初めに第1回となっているが、それぐらいに開催するのは、難しいかなという気はしている。環境基本計画策定の諮問は今日させていただいたので、基礎調査のデータをある程度まとめて報告するというのが次回の内容となると思うが、なかなか5月入ってすぐに報告は難しいと思うので、実際はもう少し後になると思う。また日程を考えていくので、開催のめどを立てれるときには、照会させていただく。
会長	いずれにしても、第4次環境基本計画を来年度中に策定するという形で答申しないといけないので、第1回が少し後ろにずれるとしても、しっかりと審議できるように、会議を設定し、時間を取っていただきたいと思います。
	これをもって、令和6年度、第1回環境審議会を閉会する。